

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

岡崎市長 内 田 康 宏

### 岡崎市規則第58号

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則（平成30年岡崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「別表第1の3」の次に「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を加え、「同令」を「医療法施行規則」に、「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は施設告示に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則（平成30年岡崎市規則第33号。以下「基準規則」という。）第29条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に改め、「手術」とあるのは「」の次に「基準規則第29条第3項第2号の規定による」を加え、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に改め、「医療機器」とあるのは「」の次に「基準規則第29条第3項第3号の規定による」を加え、「第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準規則第29条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」

とあるのは「岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則（平成30年岡崎市規則第33号）第29条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改め、同項第1号を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査の業務

#### 附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

